

| 相手国・国際機関 (注1) | 名称 | 援助の目的及び内容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 (署名日) (注3) | 署名者 | 告示日 (注4) |
|-------------------|---|---|---------------------------|--------------------------------|---|------------------|
| 国際連合児童基金 | 民主共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | コロンビアに必要なたんばく草の供給 | 297,000千円 | H16.3.1 キンシヤ サで (同日) | 高倍義在コロン 民主共和国大使 国際連合児童基金側 アノノ在コロンビ ア事務 日本側 松原亘子 在イタリ | H16.8.12 450号 |
| 国際連合食糧農業機関 | ザンビア連合共和国に対する食糧増産援助に食糧農業機関との交換公文 | ザンビアにおける食糧生産の増大に寄与するための灌漑開発関連する役務の供与 | 130,000千円 | H16.3.1 ローマで (同日) | 国際連合食糧農業機関側 ザンビア事務 日本側 松原亘子 在イタリ | H16.8.12 453号 |
| 国際連合児童基金 | タジキスタン共和国における母子保健改善計画の実施に必要なたんばく草の供給 | タジキスタンにおける母子保健改善計画を実施するために必要なたんばく草の供給 | 157,000千円 | H16.3.1 トクシヤ ンズで (同日) | 日本側 三好功一在タジキ スタンの臨時代表 国際連合児童基金側 雪絵在 所代表 | H16.8.24 511号 |
| 国際連合食糧農業機関 | スリランカ民主主義共和国に対する食糧増産援助に食糧農業機関との交換公文 | スリランカにおける食糧生産の増大に寄与するための農業投入材、農機具及び役務並びにそれらの関連する役務の供与 | 151,000千円 | H16.3.1 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子 在イタリ 国際連合食糧農業機関側 スリランカ事務 日本側 宮本雄二在ミヤン マー大連合児童基金側 ロニ事務 | H16.8.25 523号 |
| 国際連合児童基金 | ミヤンマー連邦における第五次保健サービス改善計画の実施に必要なたんばく草の供給 | ミヤンマーにおける第五次保健サービス改善計画の実施に必要なたんばく草の供給 | 662,000千円 | H16.3.1 ヤンゴン で (同日) | 日本側 宮本雄二在ミヤン マー大連合児童基金側 ロニ事務 日本側 小畑紘一在ヨルダ ン大使 国際連合機関側 経済事務ハセン事務局長 | H16.8.25 524号 |
| 国際連合パレスチナ難民救済事業機構 | パレスチナ難民に対する食糧援助に必要なたんばく草の供給 | パレスチナ難民に対する食糧援助に必要なたんばく草の供給 | 500,000千円 | H16.3.1 ジャザで (同日) | 日本側 松原亘子 在イタリ 国際連合パレスチナ難民救 済事業ハセン事務局長 | H17.4.11 207号 |
| 世界食糧計画 | カンボジア王国内の被災民に対する食糧援助に必要なたんばく草の供給 | カンボジアにおける被災民に対する食糧援助に必要なたんばく草の供給 | 800,000千円 | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子 在イタリ 世界食糧計画側 バウエル事務局長 | H16.6.30 303号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覧

二九五二

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (附加年月日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|------------------------|--|---|---------------------------|-------------------------------|--|---------------------|
| 世界食糧計画 | ア共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる メイズ及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.10 439号 |
| 世界食糧計画 | イ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる ツナ岳及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.12 451号 |
| 世界食糧計画 | ウイ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる メイズミール及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.12 454号 |
| 世界食糧計画 | ト王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる パルス及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.12 455号 |
| 世界食糧計画 | コトボ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.13 460号 |
| 世界食糧計画 | ズン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる ソルガム及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.20 494号 |
| 世界食糧計画 | カダ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.20 495号 |
| 世界食糧計画 | ジラント王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 植物油及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.20 496号 |
| 世界食糧計画 | ブソピア共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる メイズ及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョーン・ パウエル事務局長 | H16.8.24 512号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、旨報における外務省告示番号をいふ。

| 相手国政府・相手国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 (勅令第41号) (注3) | 署 名 者 | 告示番号 (注4) |
|----------------------|---|--|---------------------------|--------------------------|---|------------------|
| 世界食糧計画 | 大湖地方の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 199,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.8.24 513号 |
| 世界食糧計画 | タジキスタン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.8.26 534号 |
| 世界食糧計画 | ラオス人民民主主義共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 400,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.8.30 544号 |
| 世界食糧計画 | スリランカ民主主義共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.8.30 545号 |
| 世界食糧計画 | パングラデシュ人民共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.8.30 546号 |
| 世界食糧計画 | ジンバブエ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる大豆混合物(CSB)、メイズ及び植物油並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.9.1 561号 |
| 世界食糧計画 | ブルンジ国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.9.2 571号 |
| 世界食糧計画 | ハイチ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米、パルス及び植物油並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 300,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.9.2 572号 |
| 世界食糧計画 | 中央アメリカの被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズ及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使館側 側 局次長 世界食糧計画側 側 局次長 パウルセル事務局長 | H16.9.2 573号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (物加算日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|------------------------|--|--|---------------------------|---|---|---------------------|
| 世界食糧計画 | リベリア共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.3.16 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテ大使 世界食糧計画側 ジョン・ バクエル事務局長 | H17.3.30 164号 |
| 国際連合児童基金 | ラオス共和国における予防接種拡大計画のための贈与に関する日本政府と国際連合基金との間の交換公文 | ニカラガアにおける予防接種拡大計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 | 605,000千円 ----- | H16.3.17 マナグア で (同日) | 日本側 アテ大使 国際連合児童基金側 グラ リー・ストール在ニカラ ガア事務所代表 | H17.4.8 200号 |
| 国際連合児童基金 | アソチア共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文 | アソチアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 445,000千円 ----- | H16.3.18 ハラレ(ジ ンバブエ) で (同日) | 日本側 飯山常成在 アソチア大使 国際連合児童基金側 マリ オ・フェラ代表 | H16.11.16 734号 |
| 国際連合開発計画 | アフガニスタンにおける紛争予防・平和構築に寄与する「アフガニスタン新生計画」に対する日本政府の贈与に関する日本政府と国際連合開発計画との間の交換公文 | アフガニスタンにおける紛争予防・平和構築に寄与する「アフガニスタン新生計画」の調達に必要な役務の供与 | 3,000,000千円 ----- | H16.3.18 カブール で (同日) | 日本側 駒野敏一在 アフガニスタン大使 国際連合開発計画側 アー チヤン・ラム事務局長 | H17.5.31 351号 |
| 国際連合児童基金 | インドにおけるボリオ撲滅計画の実施するための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文 | インドにおけるボリオ撲滅計画を実施するために必要な役務の供与 | 798,000千円 ----- | H16.5.31 ニューデ リーで (同日) | 日本側 榎泰邦在 インド大使 国際連合児童基金側 エル ン・マノン代表 | H17.5.17 279号 |
| 世界食糧計画 | スーダン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるソルガム及びその輸送に必要な役務の供与 | 330,000千円 ----- | H16.7.30 ローマで (同日) | 日本側 アテ大使 世界食糧計画側 ジョン・ バクエル事務局長 | H16.9.1 562号 |
| 国際連合児童基金 | ナミビア共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文 | ナミビアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 118,000千円 ----- | H16.7.30 アクラで (同日) | 日本側 浅井和子在 ナミビア大使 国際連合児童基金側 ドロ シー・ロズガ在ナミビア事務所代表 | H16.11.16 734号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|------------------------|---|--|---------------------------|--|---|---------------------|
| 世界食糧計画 | パネグランドジュエ人民共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国交換公文と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 300,000千円 ----- | H16.9.14 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジヤック・ブレインス上級 事務局長 | H17.5.31 353号 |
| 世界食糧計画 | パネグランドジュエ人民共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国交換公文と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 550,000千円 ----- | H16.9.14 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジヤック・ブレインス上級 事務局長 | H17.6.2 364号 |
| 国際復興開発銀行及び国際 開発協会 | パレスチナ暫定自治政府による援助努力を日本政府開 発のための贈与に関する日本国国際 協会との間の交換公文 | パレスチナ暫定自治政府に対する予算支援及び自治 政府による財政改革の努力に対する監督のため の資金の贈与 | 10,000,000千円 ----- | H16.9.17 ワシントン で (同日) | 日本側 加藤良三在アメリカ 合衆国大使 世界銀行側 ジョーンズ・ ウォルフェンソーン総裁 | H16.10.18 679号 |
| 国際連合児童 基金 | パレスチナ暫定自治政府との間の交換公文 シエラレオネにおける小児感染症予防計画を実施す るために必要な役務の供与 | シエラレオネにおける小児感染症予防計画を実施す るために必要な役務の供与 | 133,000千円 ----- | H16.10.29 フリート ウエンで (同日) | 日本側 浅井和子在シエラ レオネ大使 国際連合児童基金側 ア ワバクワリ・トール在シ エラレオネ事務所代表 | H17.1.11 21号 |
| 国際連合児童 基金 | パレスチナ暫定自治政府との間の交換公文 パキスタンにおけるポリオ撲滅計画を実施するため に必要な役務の供与 | パキスタンにおけるポリオ撲滅計画を実施するため に必要な役務の供与 | 1,103,000千円 ----- | H16.10.29 イスマラマ バードで (同日) | 日本側 田中信明在パキス タン大使 国際連合児童基金側 オ マール・アラフアイン在 パキスタン事務所代表 | H17.5.17 280号 |
| 国際連合児童 基金 | パレスチナ暫定自治政府との間の交換公文 ハインチ共和国における予防接種強化計画のため の日本国政府との間の交換公文 | ハインチ共和国における予防接種強化計画を実施す るために必要な役務の供与 | 241,000千円 ----- | H16.10.29 ポルトー アラニス で (同日) | 日本側 二石昌人在ハイチ 臨時代理大使 国際連合児童基金側 フ ランソワ・グロハイン在 ハイチ事務所代表 | H17.5.30 341号 |
| 国際連合児童 基金 | パレスチナ暫定自治政府との間の交換公文 パレスチナ自治区における予防接種拡大計画を実施 するために必要な役務の供与 | パレスチナ自治区における予防接種拡大計画を実施 するために必要な役務の供与 | 290,000千円 ----- | H16.10.29 エルサレ ムで (同日) | 日本側 横田淳在イスラエ ル大使 国際連合児童基金側 ダ ン・ロバソン在パレスチ ナ自治区事務所特別代表 | H17.6.29 537号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示番号 (注4) |
|------------------------|---|--|---------------------------|-----------------------------|---|-------------------|
| 世界食糧計画 | スーダン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるソルガム及びその輸送に必要な役務の供与 | 330,000千円 ----- | H16.11.12 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H16.12.21 821号 |
| 国際連合食糧 農業機関 | スーダン共和国に対する食糧増産援助に関する日本国政府との間の交換公文 | スーダンにおける食糧生産の増大に寄与するための緊急農業援助投入材、機材及び役務並びにそれらの調達に関連する役務の供与 | 55,000千円 ----- | H16.11.12 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 国際連合食糧農業機関側 ゾット・ハチヤリツ 事務局長 | H17.1.19 55号 |
| 世界食糧計画 | コンゴ民主共和国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府と世界食糧計画との間の 交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる米及びその 輸送に必要な役務の供与 | 300,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 608号 |
| 世界食糧計画 | ブーテン共和国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府と世界食糧計画との間の 交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる米及びそれら の輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 609号 |
| 世界食糧計画 | スラント王国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる米及びその輸 送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 610号 |
| 世界食糧計画 | アラブ共和国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる米及びその輸 送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 611号 |
| 世界食糧計画 | リベリア共和国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる小麦及びそ の輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 612号 |
| 世界食糧計画 | レソト王国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約 に関連して行われる米及びその輸 送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H16.12.17 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 アテタリ 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長 | H17.7.6 613号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をおよ△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名地 (物加筆日) (注3) | 署 名 者 | 告示番号 (注4) |
|------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------|---------------------------|---|------------------|
| 国際連合児童基金 | バンブープロジェクトに関する国際連合児童基金と国際連合児童基金との交換公文 | 小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に関する役割の供与並びにそれらの保全・回収連投役務の供与 | 239,000千円 ----- | H16.12.18 ダッカで (同日) | 日本側 堀口松城在イタリ ラテシエ大使 国際連合児童基金側 モル テン・ギヤルソン代表 ラテシエ事務所代表 | H17.6.29 545号 |
| 国際連合食糧農業機関 | モザンビーク共和国における食糧増産援助に食糧農業機関との交換公文 | モザンビークにおける食糧生産の増大に寄与するための劣化農薬の調達に関する役割の供与 | 160,000千円 ----- | H16.12.22 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ラテシエ大使 国際連合食糧農業機関側 ラテシエ事務所代表 | H17.7.6 614号 |
| 国際連合食糧農業機関 | ハチに関する食糧増産援助に食糧農業機関との交換公文 | ハチにおける食糧生産の増大に寄与するための農業投入材、機械及び役務の供与 | 48,000千円 ----- | H16.12.22 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ラテシエ大使 国際連合食糧農業機関側 ラテシエ事務所代表 | H17.7.6 615号 |
| 国際連合児童基金 | バンブープロジェクトに関する国際連合児童基金と国際連合児童基金との交換公文 | 第二次初等教育開発プログラムによる初等教育向上計画を実施するために必要な役割の供与 | 243,000千円 ----- | H17.1.13 ダッカで (同日) | 日本側 堀口松城在イタリ ラテシエ大使 国際連合児童基金側 モル テン・ギヤルソン代表 ラテシエ事務所代表 | H17.6.29 544号 |
| 世界食糧計画 | スリランカ及び日本との間の被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与 | 200,000千円 ----- | H17.2.25 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ラテシエ大使 世界食糧計画側 ジョ ン・パケル事務局長 | H17.7.7 628号 |
| 世界食糧計画 | インドネシア共和国の被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与 | 200,000千円 ----- | H17.2.25 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ラテシエ大使 世界食糧計画側 ジョ ン・パケル事務局長 | H17.7.12 650号 |
| 世界食糧計画 | インドネシア共和国の被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与 | 150,000千円 ----- | H17.2.25 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ラテシエ大使 世界食糧計画側 ジョ ン・パケル事務局長 | H17.7.12 651号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・国際機関 (注1) | 名称 | 援助の目的及び内容 | 贈与の限度額 (注2) | 署名日 (署名日) (注3) | 署名者 | 告示番号 (注4) |
|--------------------|--|---|----------------------|----------------------------------|---|------------------|
| 国際連合児童基金 | 民主主義共和国のための贈与に際しての国際連合児童基金との間の交換公文 | 母子保健改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与 | 155,000千円 ----- | H17.3.1 ブナイリで (同日) | 日本側 和田明範在東イ モール臨時代理大使 国際連合児童基金側 イニエ・ジツヤール ソニエ在東イ ソニエ在東イ 所代表 | H17.6.29 543号 |
| 国際連合児童基金 | 民主主義共和国のための贈与に際しての国際連合児童基金との間の交換公文 | 小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与 | 334,000千円 ----- | H17.3.2 キンソニヤ サで (同日) | 日本側 柳谷健在コンゴ 民主主義共和国大使 国際連合児童基金側 シオ・ソニエ在東イ 共和 国事務所代表 | H17.7.7 617号 |
| 国際連合開発計画 | 「アフリカ新生計画」の贈与に際しての国際連合開発計画との間の交換公文 | 「アフリカ新生計画」の実施に必要な資金の贈与 | 3,000,000千円 ----- | H17.3.3 カブール で (同日) | 日本側 二島浩二在アフガ ニスタン大使 国際連合開発計画側 ニエ・ハクソニエ在東イ タニエ事務所長 | H17.6.24 503号 |
| 国際連合難民高等弁務所 | 「アフリカにおける平和構築・和解のための贈与に際しての国際連合の間の交換公文 | 「アフリカにおける平和構築・和解のための贈与に必要資金の贈与 | 312,000千円 ----- | H17.3.8 アケラ(ガ ナ)で (同日) | 日本側 内山浩二在ガ ナにて兼轄 国際連合難民高等 事務所側 ニエ在東イ タニエ事務所長 | H17.7.8 634号 |
| 国際連合開発計画 | 「開発のための武器回収計画」の贈与に必要資金の贈与 | 「開発のための武器回収計画」の実施に必要な生産物及び役割の調達に必要な資金の贈与 | 205,000千円 ----- | H17.3.18 アケラ(ガ ナ)で (同日) | 日本側 内山浩二在シ エラにて兼轄 国際連合開発計 画側 ハニエ事務所 ニエ在東イ タニエ事務所長 | H17.6.24 515号 |
| 国際連合食糧農業機関 | 「開発のための武器回収計画」の贈与に必要資金の贈与 | 食糧生産の増大に寄与するための緊急農業支援関連投入材、機材及び役割の供与 | 200,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子 在東イ 国際連合食糧農業 機関側 ニエ在東イ タニエ事務所長 | H17.6.29 542号 |

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいふ。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|------------------------|--|--|---------------------------|-----------------------------|---|---------------------|
| 国際連合パレスチナ難民救済事業機関 | パレスチナ難民に対する国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 500,000千円 ----- | H17.3.18 アムステルダム (同日) | 日本側 小畑統一在ヨルダン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 ビーター・ハンセン事務局長 | H17.7.7 618号 |
| 世界食糧計画 | ブルンジ内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 619号 |
| 世界食糧計画 | タジキスタン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 620号 |
| 世界食糧計画 | パレスチナ紛争被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 150,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 621号 |
| 世界食糧計画 | コンゴ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 622号 |
| 世界食糧計画 | モザンビーク共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与 | 300,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 623号 |
| 世界食糧計画 | ブルキナファソ、ガーナ共和国及びマリ共和国内の被災民(難民を含む。)に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米、メイズ、CSB(とうもろこし及び大豆の混合食糧)及びソルガム・ミレット並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 224,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 624号 |
| 世界食糧計画 | ギニア共和国及びシエラレオネ共和国内の被災民(難民を含む。)に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 310,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリヤ大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務局長 | H17.7.7 625号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をおよ〇△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国・国際機関 (注1) | 名 称 | 援助の目的及び内容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|--------------------|--|---|---------------------------|--------------------------------|---|---------------------|
| 世界食糧計画 | ブルンジ共和国及びルワンダ共和国内の被災民(難民を含む。)本国に対する食糧援助に関する期間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 320,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シスル事務局長 | H17.7.7 626号 |
| 世界食糧計画 | エルサルバドル共和国、ラオス共和国及びニカラガ共和国内すとの日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与 | 250,000千円 ----- | H17.3.18 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 シーラ・ シスル事務局長 | H17.7.7 627号 |
| 国際復興開発銀行及び国際 基金 | パレスチナ暫定自治政府による財政管理改革の努力を日本国政府と国際復興開発銀行及びパレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善計画との間の交換公文 | パレスチナ暫定自治政府に対する予算支援及び同自治政府による財政管理改革の努力に対する監督のための資金の贈与 | 3,300,000千円 ----- | H17.3.21 ワシントン で (同日) | 日本側 加藤良三在アメリカ 合衆国大使 世界銀行側 クリスチャン ・ポート副総裁 | H17.6.29 546号 |
| 国際連合児童 基金 | パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善計画との間の交換公文 | パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善計画を実施するために必要な役割の供与 | 344,000千円 ----- | H17.6.2 ワシントン で (同日) | 日本側 横田淳在イスラエ ル大使 国際連合児童基金側 ダン ・ロハマン在パレスチナ 自治区特別代表 | H17.7.26 688号 |
| 国際連合児童 基金 | インドにおけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する国際連合政府とインド政府との交換公文 | インドにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な役割の供与 | 561,000千円 ----- | H17.6.6 ニューデ ーで (同日) | 日本側 覆泰邦在インド 大使 国際連合児童基金側 アイド ・バール在インド 事務所代表 | H17.8.2 735号 |
| 国際連合児童 基金 | コートジボワール共和国における感染症予防計画のための贈与に関する国際連合政府とインド政府との交換公文 | 感染症予防計画を実施するために必要な役割の供与及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 | 406,000千円 ----- | H17.6.14 アビジヤ ンで (同日) | 日本側 塩口哲明在コート ジボワール大使 国際連合児童基金側 ユス フ・オールド在コ ンゴ ボール事務所代表 | H17.7.28 706号 |
| 国際連合児童 基金 | ラオス共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する国際連合政府とラオス政府との交換公文 | ポリオ撲滅計画を実施するために必要な役割の供与及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 | 230,000千円 ----- | H17.6.23 ブラザビ ルで (同日) | 日本側 岡本博美在コンゴ 共和国大使 国際連合児童基金側 ジヤ ン・シエ在ラ オス事務 所代表 | H17.8.17 802号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示番号 (注4) |
|------------------------|--|--|---------------------------|----------------------------|--|--------------------|
| 世界食糧計画 | ト王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本の交換公文と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズミール及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H17.7.26 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 大使 事務局長 世界食糧計画側 スサチ・マルコーム事務局長 | H17.11.18 1088号 |
| 国際連合児童基金 | エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | エチオピアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 542,000千円 ----- | H17.8.15 アデババで (同日) | 日本側 中津川伸一 オビビア臨時代理大使 国際連合児童基金側 ビヨルン・リントン事務局長 | H17.11.28 1106号 |
| 国際連合児童基金 | ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | ナイジェリアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 581,000千円 ----- | H17.8.19 アブジャで (同日) | 日本側 田中映男 エリリア大使 国際連合児童基金側 パーバラ・レイノルス代表 | H17.11.18 1082号 |
| 国際連合児童基金 | スーダン共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | スーダンにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 568,000千円 ----- | H17.8.22 ハルツームで (同日) | 日本側 牧谷昌幸 大使 事務局長 国際連合児童基金側 カタヤン・ランズ代表 | H17.11.28 1104号 |
| 国際連合児童基金 | ガーナ共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | ガーナにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 300,000千円 ----- | H17.8.29 アクラで (同日) | 日本側 石川正紀 大使 事務局長 国際連合児童基金側 ドロシー・ロズ代表 | H17.11.28 1103号 |
| 国際連合児童基金 | エジプト・アラブ共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との間の交換公文 | エジプトにおける小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与 | 403,000千円 ----- | H17.8.29 カイロで (同日) | 日本側 榎田邦彦 大使 事務局長 国際連合児童基金側 エルマ・マ・ソーン代表 | H17.11.28 1105号 |
| 世界食糧計画 | スロバキア王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本の交換公文と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズミール及びその輸送に必要な役務の供与 | 100,000千円 ----- | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在 大使 事務局長 世界食糧計画側 ジヤンニ・シヤンニ代表 | H17.11.24 1093号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|--------------------|---|---|---------------------------|-----------------------------|---|---------------------|
| 世界食糧計画 | アメリカ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.24 1094号 |
| 世界食糧計画 | ドミニカ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 150,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.24 1095号 |
| 世界食糧計画 | スーダン共和国ダルフール地域内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 330,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.28 1113号 |
| 世界食糧計画 | コートジボワール共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 200,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.28 1114号 |
| 世界食糧計画 | ギンビア共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 150,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.28 1115号 |
| 世界食糧計画 | ジンバブエ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与 | 150,000千円 | H17.10.28 ローマで (同日) | 日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤソンニ ジャック・グレインス上級 事務局長 | H17.11.28 1116号 |
| 国際連合開発計画 | スーダン共和国における「暫定武装解除・動員解除・社会復帰計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文 | スーダン共和国における「暫定武装解除・動員解除・社会復帰計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与 | 764,000千円 | H17.11.8 ハルツェムで (同日) | 日本側 山崎祐輔在スーダン 臨時代理大使 国際連合開発計画側 ダブス エル・アラブ在スーダン国際連 合代表 | H17.11.18 1081号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|--------------------|--|--|---------------------------|------------------------------------|---|---------------------|
| 国際連合児童基金 | ユニセフ連邦における第六次母子保健計画のため国際連合児童基金との交換公文 | ユニセフ連邦における第六次母子保健計画、医薬品、資材及び機械並びにそれらの調達に必要な役割の供与 | 424,000千円 ----- | H17.11.9 ヤンゴン で (同日) | 本側 小田野展文在 国際連合児童基金側 ロル・ロンゾ代表 | H17.12.7 1131号 |
| 国際連合児童基金 | パキスタン・イスラマブードにおける母子保健計画のため国際連合児童基金との交換公文 | パキスタン・イスラマブードにおける母子保健計画の調達に必要な役割の供与 | 721,000千円 ----- | H17.11.10 イスラマブード (同日) | 本側 田中信明在 国際連合児童基金側 ル・アフズ代表 | H17.11.24 1098号 |
| 国際連合児童基金 | シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画のため国際連合児童基金との交換公文 | シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画を実施するための調達に必要な役割の供与 | 310,000千円 ----- | H17.11.22 フリータウン で (同日) | 本側 石川正紀在 シエラレオネ共和国側 ル・カソラ代表 | H17.12.7 1133号 |
| 国際連合児童基金 | ハイチ共和国における予防接種強化計画の実施するための必要な役割の供与 | ハイチ共和国における予防接種強化計画を実施するための必要な役割の供与 | 203,000千円 ----- | H17.11.22 ポルトープランス で (同日) | 本側 二石昌人在 国際連合児童基金側 リアン・コハイン代表 | H17.12.8 1139号 |
| 世界食糧計画 | ブルンジ共和国の難民及び被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規程に関連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与 | 170,000千円 ----- | H17.12.16 ローヴで (同日) | 本側 高岡望在 日本側 高岡望在 国際連合児童基金側 シエラ | H18.2.9 77号 |
| 世界食糧計画 | ルワンダ共和国の難民及び被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規程に関連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与 | 180,000千円 ----- | H17.12.16 ローヴで (同日) | 本側 高岡望在 日本側 高岡望在 国際連合児童基金側 シエラ | H18.2.9 78号 |
| 世界食糧計画 | シエラレオネ共和国の難民及び被災民に対する食糧援助計画との交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規程に関連して行われる小麦及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらに必要な役割の供与 | 170,000千円 ----- | H17.12.16 ローヴで (同日) | 本側 高岡望在 日本側 高岡望在 国際連合児童基金側 シエラ | H18.2.9 79号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 援 助 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2) | 署名日 署名地 (署名日) (注3) | 署 名 者 | 告示番号 (注4) |
|------------------------|---|---|---------------------------|-----------------------------|--|----------------|
| 世界食糧計画 | タニヤ連合共和国内の難民及び被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 310,000千円 ----- | H17.12.16 ローマで (同日) | 日本側 高岡望在 臨時代理人 大使 世界食糧計画側 シーラ・シヌル事務局長 日本側 高岡望在 臨時代理人 大使 世界食糧計画側 シーラ・シヌル事務局長 | H18.2.9 80号 |
| 世界食糧計画 | タニヤ連合共和国内の被災民に対する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文 | 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与 | 110,000千円 ----- | H17.12.16 ローマで (同日) | 日本側 高岡望在 臨時代理人 大使 世界食糧計画側 シーラ・シヌル事務局長 日本側 高岡望在 臨時代理人 大使 世界食糧計画側 シーラ・シヌル事務局長 | H18.2.9 81号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。